



温調第 591 号
平成 29 年 10 月 27 日

横浜市環境創造審議会
会長 進士 五十八 様

横浜市長 林 文子



横浜市地球温暖化対策実行計画の改定について（諮問）

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画として「横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成 23 年 3 月に策定しました。その後、東日本大震災後の我が国の地球温暖化対策やエネルギー政策をとりまく状況の変化等を踏まえ、26 年 3 月に実行計画を改定するとともに、27 年 3 月には「横浜市エネルギーアクションプラン」を、29 年 6 月には「横浜市気候変動適応方針」を策定するなど、対策を推進してまいりました。

一方で、世界や国の動向としては、「京都議定書」に代わる新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択・発効し、国は「地球温暖化対策計画」、「気候変動の影響への適応計画」を策定する等、近年、地球温暖化対策は世界的な転換点を迎えています。また、世界的に地球温暖化対策における都市の役割の重要性が高まっており、本市においては、これらの国内外の動向等を踏まえ、対策の更なる強化を図るとともに、大都市型の温暖化対策モデルとなることを目指すことで、広く地球温暖化対策に貢献し、持続可能なまちづくりを実現していくことが必要です。

以上の背景より、「横浜市地球温暖化対策実行計画」を見直す必要が生じているため、次の事項について諮問します。

1 諮問案件

横浜市地球温暖化対策実行計画の改定について

【担当】温暖化対策統括本部 企画調整部 調整課

電話 045-671-2623

FAX 045-663-5110

横浜市地球温暖化対策実行計画の改定について

1 現行計画の概要

(1) 概要

現行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画として、平成 23 年 3 月に策定した、「横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」について、東日本大震災後の我が国の地球温暖化対策やエネルギー政策をとりまく状況の変化等を踏まえ、平成 26 年 3 月に改定したものです。

また、平成 27 年 3 月には、実行計画に位置付けたエネルギー施策をより着実に推進するために、「横浜市エネルギーアクションプラン」を策定するとともに、29 年 6 月には、実行計画に掲げて推進している適応策について、本市が各分野で進めている施策を中心に横断的に取りまとめた、「横浜市気候変動適応方針」を策定しました。

(2) 構成

章	主な内容
第 1 章 計画策定の背景・意義	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の現状と国内外の動向 本市における温暖化の影響 本市が地球温暖化対策に取り組む意義 これまでの本市の取組経過
第 2 章 計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 2050 年の横浜の将来像 対象とする温室効果ガス 計画の基準年と目標年 計画の実施主体と役割
第 3 章 温室効果ガス排出量の現況	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市域の温室効果ガス排出量の状況 部門別の増減要因
第 4 章 将来推計	<ul style="list-style-type: none"> 将来推計の考え方 現状趨勢ケースにおける将来推計
第 5 章 削減目標	<ul style="list-style-type: none"> 目標達成に向けた考え方 短期・中期における削減目標設定の考え方 排出削減目標
第 6 章 取組方針と対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> 対策の枠組み 部門（分野）別緩和策 横断的緩和策 適応策 対策・施策のロードマップ
第 7 章 計画の推進・進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 計画の推進体制 進捗管理

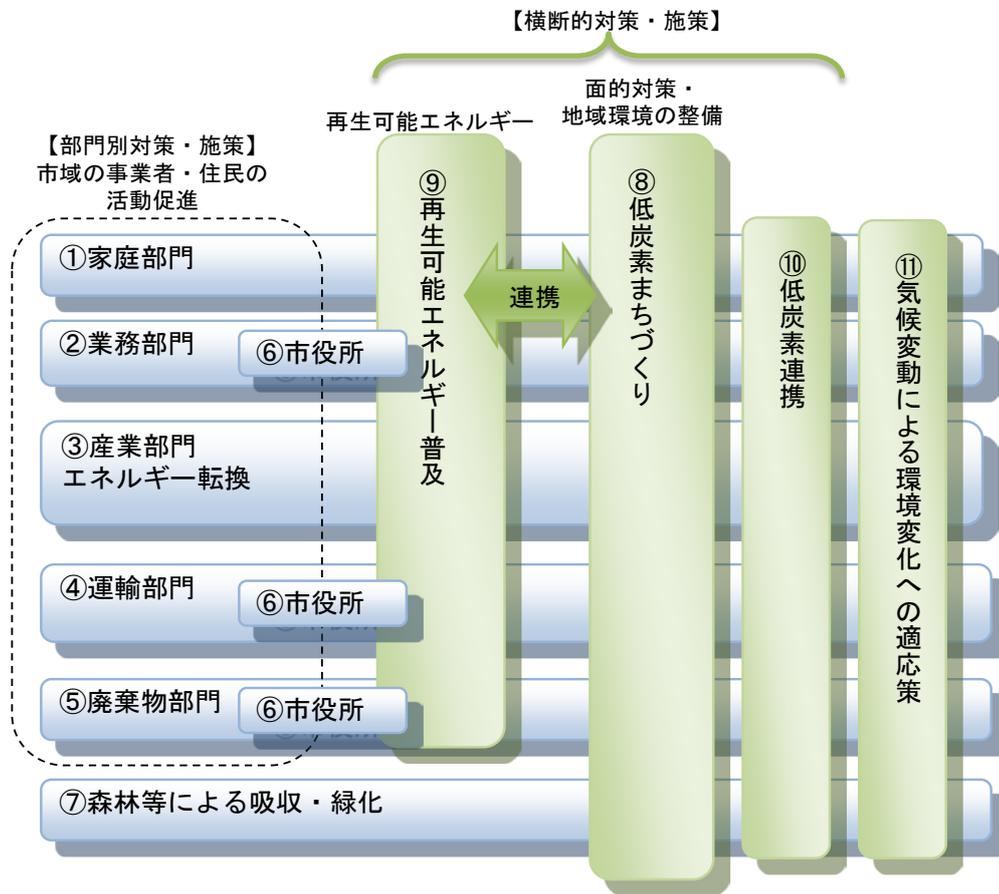
(3) 削減目標

基準年（2005年度）比の温室効果ガス排出削減目標は、以下のとおりとしています。

目標年	温室効果ガス排出削減目標
短期目標（2020年度）	16%
中期目標（2030年度）	24%
長期目標（2050年度）	80%

(4) 対策・施策

現行計画では、対策・施策を「緩和策」と「適応策」に区分するとともに、緩和策を「部門別対策・施策」と「横断的対策・施策」に区分し、11の区分に分けて対策・施策を取りまとめています（第6章 取組方針と対策・施策）。



区分	対策の方向性
①家庭部門	住宅の省エネ化・低炭素化
	住宅機器・家電の省エネ化
	家庭のエネルギー管理の推進
	家庭や地域における省エネ行動の推進
	太陽光発電・太陽熱利用設備の普及

区分	対策の方向性
②業務部門	排出量の計画的な削減
	事業所における省エネ
	エコ商品の開発・販売促進
	横浜グリーンバレーの推進
	再生可能エネルギー等の普及
③産業・ エネルギー転換部門	排出量の計画的な削減
	工場における省エネ
	エコ商品の開発・販売促進
	横浜グリーンバレーの推進
	再生可能エネルギー等の普及
	京浜臨海部の企業の連携によるエネルギー融通
④運輸部門	エコドライブの推進
	車両の改善等
	過度なマイカー利用の抑制と多様な交通手段の利用の促進
	鉄道・道路ネットワークの整備
	横浜港における環境負荷削減
	都心部・郊外部における交通まちづくり
	一般廃棄物・産業廃棄物の削減・適正処理
⑤廃棄物部門	排熱利用
	市民・事業者・行政の協働によるリデュースの推進
	生ごみの有効利用、下水汚泥の有効利用
	エネルギーの適切管理
⑥市役所部門	環境価値・商品活用の推進
	省エネの徹底
	再エネ・未利用エネルギーの率先導入
	地域利用（面的利用）の推進
	市職員の環境配慮行動の促進
	効率的な自動車利用の実施
	⑦森林等による吸収・緑化
身近に農を感じる場の創出	
実感できる緑づくり	
効果的な広報の展開	
⑧低炭素まちづくり	エリアごとの低炭素化の推進、都市の熱環境の改善
	京浜臨海部の企業の連携によるエネルギー融通
	横浜港における環境負荷削減
	横浜グリーンバレーの推進
⑨再生可能エネルギー普及	太陽光発電・太陽熱利用設備の普及
	その他再生可能エネルギー等の普及
	再生可能エネルギー設備導入に向けた制度の段階的拡充
⑩低炭素連携	国内他都市との連携
	海外都市との連携の推進
⑪気候変動による環境変化 への適応策	熱中症の防止・軽減
	豪雨被害の防止・軽減
	市民と連携したモニタリングの推進

(5) 横浜市エネルギーアクションプランについて

平成 27 年 3 月に、実行計画に位置付けたエネルギー施策をより着実に推進するため、「横浜市エネルギーアクションプラン」を策定しました。

主要施策として、「①エネルギーマネジメントの展開」、「②再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」、「③水素の利活用」、「④省エネルギー対策を支える技術の導入」、「⑤まちづくりと一体となった取組」の 5 つの施策の柱を設定し推進しています。

(6) 横浜市気候変動適応方針について

平成 29 年 6 月に、実行計画に掲げて推進している適応策について、本市が各分野で進めている施策を中心に横断的に取りまとめた、「横浜市気候変動適応方針」を策定しました。

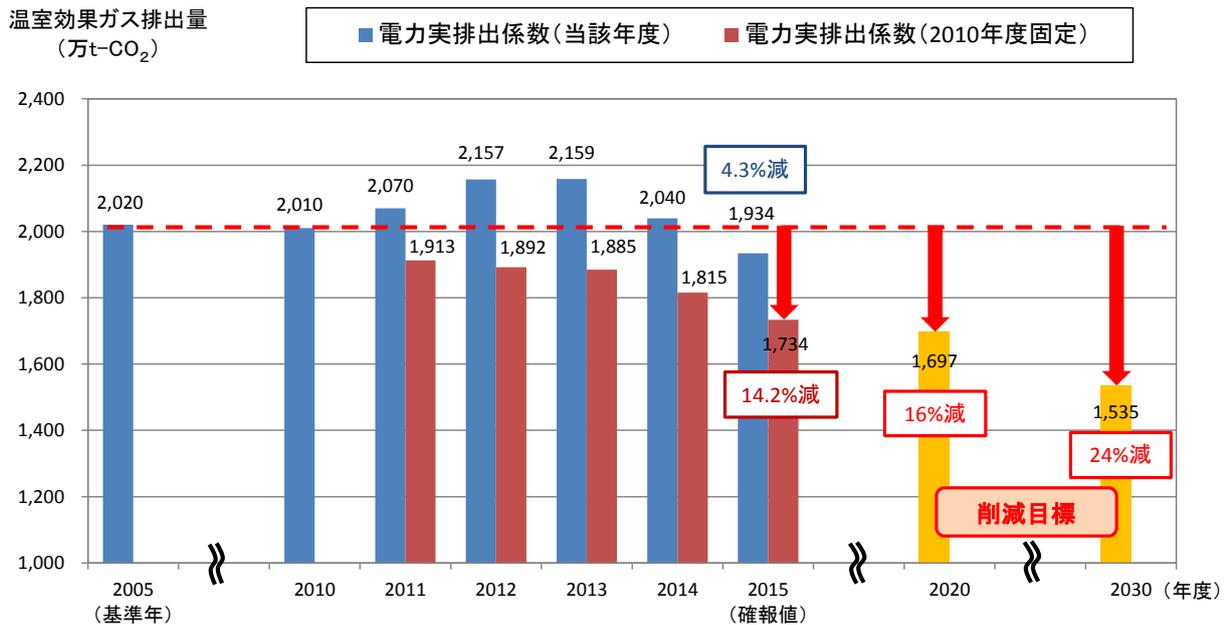
基本戦略として、「①市民の生命・財産を守る施策の推進」、「②都市のレジリエンス（強靱性）の向上」、「③本市施策における適応の観点の組み込み」、「④適応策の推進による環境と経済の好循環」、「⑤国内外の都市間連携の推進」の 5 つを掲げ、各種取組・施策を推進しています。

2 温室効果ガス排出量の状況等

(1) 温室効果ガス排出量の状況等

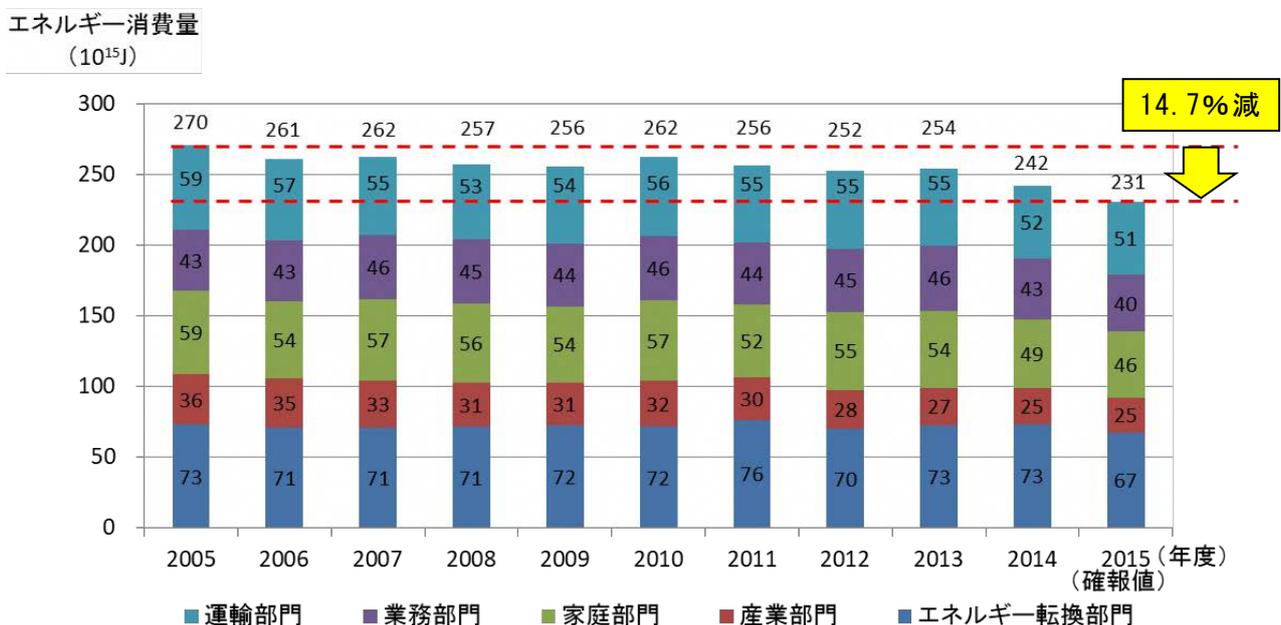
2015年度の横浜市域からの温室効果ガス排出量（確報値）は、現行の実行計画で前提としている、2010年度（震災前）の電力排出係数で算定すると1,734万トン-CO₂であり、2005年度比で14.2%減少しています。

一方、東日本大震災後の火力発電の稼働が増加したこと等の影響を受けている当該年度の電力排出係数で算定すると1,934万トン-CO₂であり、2005年度比で4.3%減少しています。



(2) エネルギー消費量の状況等

2015年度の横浜市域におけるエネルギー消費量（確報値）は、2005年度と比較して14.7%減少しています。



3 計画改定の背景と課題

(1) 計画改定の背景

世界や国の動向としては、「京都議定書」に代わる新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択・発効し、国は「地球温暖化対策計画」、「気候変動の影響への適応計画」を策定する等、近年、地球温暖化対策は世界的な転換点を迎えています。

また、世界的に地球温暖化対策における都市の役割の重要性が高まっており、本市においては、これらの国内外の動向等を踏まえ、対策の更なる強化を図るとともに、大都市型の温暖化対策モデルとなることを目指すことで、広く地球温暖化対策に貢献し、持続可能なまちづくりを実現していくことが必要です。

＜前回の計画改定後の地球温暖化対策等に関する主な国内外の動向＞

平成 27 年 7 月	国が 2030 年度の削減目標を含む「日本の約束草案」を決定 国が「長期エネルギー需給見通し」を決定
平成 27 年 9 月	国連サミットで「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択
平成 27 年 11 月	国が「気候変動の影響への適応計画」を策定
平成 27 年 12 月	2020 年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択
平成 28 年 4 月	電力小売全面自由化の開始
平成 28 年 5 月	国が「地球温暖化対策計画」を策定
平成 29 年 4 月	再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT) 改正法の施行

(2) 現行計画の課題

平成 26 年 3 月の実行計画改定以降、エネルギーアクションプラン及び適応方針を策定し、様々な対策・施策を着実に推進してきました。一方で、計画等が複数あることにより、施策体系が分かりにくくなっている側面もあります。

また、市民や事業者の取組が、具体的にどの程度、温室効果ガスの削減につながるかは見えにくいため、更なる取組を促進するためには、計画目標や施策体系、取組の成果等を、より分かりやすく示していく必要があります。

4 主な検討の視点

(1) パリ協定の発効等の社会的背景等を踏まえた改定

パリ協定では、今世紀後半までに脱炭素社会（排出実質ゼロ）を目指すことが合意され、各国は対策を加速化しています。また、国は「地球温暖化対策計画」や「適応計画」を策定するとともに、パリ協定に基づく 2050 年長期戦略の策定に向けた動きを本格化しており、これらの国内外の動向等を含めた社会的背景等を踏まえた計画の改定が必要です。

(2) 国のエネルギー政策の転換への対応

2030 年度のエネルギーミックス（電源構成）を含む「長期エネルギー需給見通し」の決定や電力の小売全面自由化、再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT) 改正法の施行による買取価格の低下等、国のエネルギー政策の転換を踏まえた対応の検討が必要です。

(3) 実行計画・エネルギーアクションプラン・適応方針の一体的な推進

「横浜市地球温暖化対策実行計画」、「横浜市エネルギーアクションプラン」、「横浜市気候変動適応方針」に基づき、地球温暖化対策（緩和策・適応策）とエネルギー施策を更に推進し、取組を強化していく必要があります。

(4) 市民・事業者の取組促進に向けた分かりやすい目標や施策体系等の検討

市民・事業者の取組を促進するために、計画目標や施策体系、指標等について、より分かりやすく示していく必要があります。

5 計画改定のスケジュール（予定）

日程		内容
平成 29 年	10 月 27 日	・環境創造審議会に諮問
平成 30 年	3 月頃	・環境創造審議会から答申
	4 月以降	・素案の確定 ・パブリックコメントの実施（約 1 か月間） ・実行計画の改定・公表